

地籍工程管理士登録規則の一部改正・新旧対照表

改正箇所をゴシック体・下線で示す。

項	新	旧
第3 1(1)登録 資格 イ	登録資格を有する者は、合格通知の交付日の翌年5月31日（当日消印有効。以下同じ）までに登録をするものとする。 この期限までに登録をしないときは、 <u>地籍工程管理士の登録資格を失う。</u>	合格通知を受けた者は、 <u>速やかに登録をするものとする。</u>

地籍主任調査員登録規則の一部改正・新旧対照表

改正箇所をゴシック体・下線で示す。

項	新	旧
第3 1(1)登録 資格 イ	登録資格を有する者は、合格通知の交付日の翌年5月31日（当日消印有効。以下同じ）までに登録をするものとする。 この期限までに登録をしないときは、 <u>登録資格を失う。</u>	合格通知を受けた者は、 <u>速やかに登録をするものとする。</u>